

平成31年4月より、森林経営管理法が施行、(国)森林環境譲与税の配分が始まりますので、概要をお知らせします。

**森林経営管理法(平成31年4月施行)**

(概要)

市町村による**森林経営管理**の実施

- ・森林経営意欲の低い森林所有者を意欲と能力のある林業経営者につなぐ
- ・経済的に成り立たない森林は市町村が自ら経営管理を行う

◆検討事項

- 法施行に伴い市町村に新たな事務(右表参照)が発生するため、市町村における**執行体制に係る早期の検討**(法第48条により、県による代替執行が可能)

**森林経営管理法に伴う市町村の新たな事務**

主な事務	内 容
①森林所有者への経営管理の意向調査	全体計画 ・空中写真、森林GIS、施業履歴等から対象森林を選定し、全体計画策定
	森林所有者の特定 ・林地台帳、森林簿、森林組合等からの聞き取り
	森林の現況の確認 ・現地確認、空中写真、森林GISによる確認
	意向調査 ・ダイレクトメール等書面調査、集会等面談調査
②経営管理権集積計画の作成	森林所有者不明森林の特例による手続き ※ ・探索、公告等
	計画書作成 ・境界画定、森林の状況等から計画書作成
	関係者の同意取得(共有者、地権者等) 経営管理権集積計画の公告 林業経営者に再委託するか判断
③市町村森林経営管理事業(市町村による間伐等の管理)	市町村経営管理事業の実施 ・林業経営者への発注業務
④経営管理実施権配分計画の作成(林業経営者に林業経営を再委託)	林業経営者の選定
	森林所有者等の同意取り付け 林業経営者との委託契約
	経営管理実施権配分計画の公告
⑤災害等防止措置の命令	森林所有者に対して災害等防止措置を命令 ※

※印 以外の事務に係る県代替執行は、県及び市町村の議会承認は不要  
 (網掛け)業務量が多いと思われる事務

**(国)森林環境譲与税(平成31年度より配分)**

【市町村の用途】 森林整備とその促進 (間伐・人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発 等)

【県の用途】 市町村への支援

	(国)森林環境譲与税配分予想額				
	H31~33	H34~36	H37~40	H41~44	H45~
全国総額	200億円	300億円	400億円	500億円	600億円
県総額	406	610	813	1,017	1,220
市町村	325	488	691	895	1,098
県	81	122	122	122	122

\* 市町村への配分基準  
 50%: 私有林人工林面積(林野率で補正)  
 20%: 林業就業者数  
 30%: 人口

◆検討事項

- (国)森林環境譲与税の用途の明確化は、市町村の責務(H31年度よりホームページ等で用途を公表)
- (県)森林環境税を活用した施業放置林整備(間伐)と併せて、市町村へ譲与される(国)森林環境譲与税を活用した**防災対策(搬出、簡易防災施設)の実施**を県より協力依頼

**(県)森林環境税**

- ・平成18年度から導入され、第3期(平成28~32年度)の3年目
- ・平成31年度より(国)森林環境譲与税が配分されることから、用途等について見直しが必要となることから、現在、平成31年度及び32年度の用途についても、県税制調査会において議論をいただいているところ
- <用途(案)> 引き続き施業放置林整備(間伐)を行うほか、広域的な事業を優先して実施

**(国)森林環境譲与税、(県)森林環境税の用途案(平成31~32年度)**

区分	(国)森林環境譲与税	(県)森林環境税
県	◎市町村による森林整備に対する支援	◎施業放置林整備(間伐) ○広域的な事業(獣害対策、森林環境教育)
市町村	◎間伐の防災対策(搬出、簡易防災施設) ○その他(後継者育成、作業道、木質化など) ○法に基づく業務	

連携(県より協力依頼)



